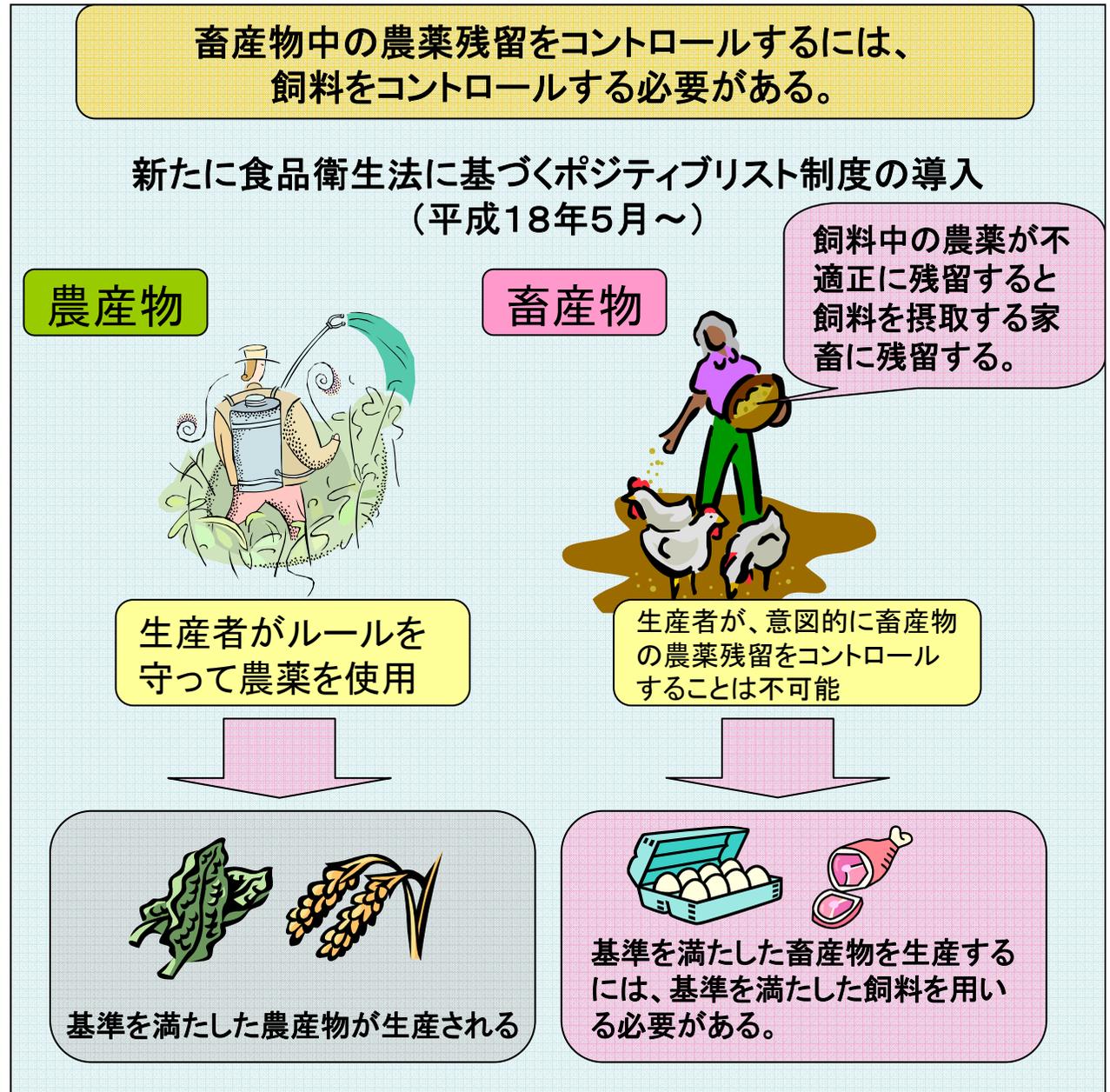


飼料の残留農薬の基準の必要性について

1. 平成15年5月に食品衛生法が改正され、厚生労働大臣が指定する物質(対象外物質)を除く全ての農薬等は、一律基準を超えて残留してはならず、その例外として残留基準が定められたものについては、これを超えて残留してはならないとされる制度(ポジティブリスト制)が平成18年5月29日に導入されることとなった。
2. 食品中の各農薬の残留基準値は、平成17年11月29日に、「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件」(平成17年厚生労働省告示第499号)で示されたところであるが、畜産物の残留基準値を遵守するには、飼料中の農薬の残留基準値を設け、このような基準が守られている飼料のみを家畜へ給与することが唯一の手段である。
3. 仮に、農薬に汚染された飼料が使用されたり、食品中の農薬の残留基準を満たさない農作物が飼料に流用された場合、食品衛生法を満たせない畜産物が生産され、国民の健康に影響を及ぼす恐れがあることから飼料についても残留農薬の基準値を定める必要がある。
4. 飼料の残留農薬の基準値を設定する場合には、食品健康影響評価を受ける必要があるが、かかる状況により評価を受けるいとまがないことから、基準値が設定される本年5月以降すみやかに評価を求めることとする。



飼料中の残留農薬の省令化に関する経緯について

平成15年 5月	食品衛生法等の一部を改正する法律の公布	
平成15年10月	意見募集(第一次)	食品中の農薬等の暫定基準値等
平成16年 8月	意見募集(第二次)	
平成17年 6月	意見募集(最終)	
平成17年11月29日	暫定基準値(告示)の公布	
	厚生労働省から食品安全委員会に対し報告(別紙1)	

平成17年12月 9日	農業資材審議会飼料分科会安全性部会家畜飼料委員会において審議
平成17年12月21日	農業資材審議会飼料分科会安全性部会において審議
平成17年12月28日	飼料中の残留基準値案に対する意見募集開始 (平成18年1月27日まで)

〔 今後、食品安全委員会の調査審議、農業資材審議会飼料分科会等での審議を経て最終的な結論を得る。 〕

平成18年 5月29日	ポジティブリスト制度及び飼料中の残留農薬の基準の施行
-------------	----------------------------